

不法滞在・不法就労防止

外国人を雇用する際は、必ず確認してください

駅前交番

発行所
益田警察署
益田駅前交番
TEL 22-2116

益田駅前交番
小村 健太郎
受持区
あけぼの西町
あけぼの本町
あけぼの東町
栄町

1. 在留カードの有無の確認

特別永住者の方を除き、在留カードを持っていない場合は、原則就労することはできません。

2. 「就労制限の有無」欄(在留カード表面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載がある場合は、原則雇用できません。

3. 「資格外活動許可」欄(在留カード裏面)の確認

在留カードの表面に「就労不可」の記載があっても、裏面の「資格外活動許可」欄に「許可」の記載がある場合は、就労することができます。

※就労時間や就労場所に制限あり

外国人を不法就労させるなどした場合は、事業主も処罰の対象となります。

また、不法就労と知らなくても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は処罰されます。

不法就労助長罪
「3年以下の懲役・300万円以下の罰金」



島根県警察
HPはこちら！



皆様のご理解とご協力をお願いします!!

島根県警察採用試験のご案内



警察官B(大学卒・高校卒業程度) 採用試験申込受付中!!

申込受付期間：5/20(月)～6/19(水)

- 第一次試験 7/14(日)
- 第一次合格発表 8/2(金)
- 第二次試験 8月下旬

※教養試験の代わりに『SPI3(基礎能力検査)』を実施します。

※高校卒業程度は新卒(高等学校在学中)の方は受験できません。

警察官A(高校卒業程度)試験を受験してください。

※警察官A(高校卒業程度、新卒)と警察官B(高校卒業程度、既卒)の併願はできません。



島根県警察官募集中

- ・困っている人の力になりたい
- ・地元のために働きたい
- ・幼い頃警察官に憧れていた

という方！警察官になりませんか？

採用試験に関するお問合せは

島根県警察本部(Tel0852-26-0110)

または、益田駅前交番(0856-22-2116)まで！



交通安全対策「ゾーン30」にご協力ください

益田警察署では、生活道路における自転車・歩行者の安全対策として、最高速度30kmの速度規制とカラー舗装などの安全対策を組み合わせたゾーン30を「高津小学校周辺」と「益田駅北側」の2か所に整備しています。



この地域では、危険な状況が多く報告されていますので、自動車を運転する際には、特に注意して運転してください。

【問い合わせ先】益田警察署 ☎ 22-0110

1月10日は110番の日



緊急の
事件事故



すぐ110番

緊急でない相談などは

警察相談電話 #9110

または

最寄りの警察署・交番・駐在所
へ相談してください。



みんな覚えてね!!

- 1 いち早く
- 1 急がず、あわてず
- 0 冷静に!

